

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

令和6年4月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション
指定・事業所番号	平成18年4月1日指定・1871700579
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電話番号	0776-67-5152
名称	坂井市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーションサテライト
所在地	福井県坂井市三国町楽円53字下沖田16番地1
管理者名	西永 さゆり
通常の実施地域	坂井市全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士または訪問介護研修修了者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
運営の方針	訪問介護の提供にあたっては、ステーションの訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、喀痰吸引等業務、その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	訪問介護員の管理及び業務の管理
サービス提供責任者	1名以上	利用申し込みにかかる調整、訪問介護計画等の作成・変更、サービス担当者会議への出席及び関係事業者・機関等との連携、訪問介護員等に対する援助内容の指示・技術指導等
訪問介護員	2.5以上	サービスの提供

5 営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 6 時～午後 10 時

6 サービスの内容

- ① 身体介護
家事、排泄、入浴などの介助
 - ② 生活援助
調理、掃除、洗濯などの援助
 - ③ 通院等乗降介助
車椅子、ストレッチャーの方の送迎における乗降時の介助（ただし、当事業所の指定する車両に限る）
 - ④ 咳痰吸引等
喀痰吸引等が必要な方へ認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等の実施
- * ご契約者以外の方へのサービスは行いません
- * 預金・貯金の引出しや預け入れは行いません

7 サービス利用料金

- ① 利用料金は別紙（利用料金表・別表 1）をご参照ください。
- ② 要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。
(償還払い)
- ③ サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ④ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ⑤ サービス利用の2時間前までに利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として基本利用料の25%をお支払いただきます。
- ⑥ 利用料のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日（北陸銀行のみ22日）までに以下の方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できる金融機関）

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

（※特別な事情が無い限り現金扱いはいたしません。）

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者ご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び訪問介護員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 苦情の受付

(1) 苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5152 (担当 西永) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし祝日法による休日及び12/29～1/3を除く)
-----------------------------	---

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし祝日法による休日及び12/29～1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護 保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団 体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24-2347 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付けと記録（電話、面接、メール、FAX等による申し出に対応）
- ② 苦情の連絡（責任者、第三者委員への連絡）
- ③ 苦情の確認と報告（担当者による事実等の確認）
- ④ 話し合いの試み（解決案の提示、意見聴取）
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き（広報等による公表、記録、再発防止策の検討）

1 2 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西永 さゆり

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 訪問介護員に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

（以下、業務継続計画という。）を策定し、次の措置を講じます。

(1) 訪問介護員に対する業務継続計画について周知

(2) 訪問介護員に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施

(3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、訪問介護員の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、2人の訪問介護員によるサービス提供や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

- ① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
叩く、引搔く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど
- ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）
大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の訪問介護員への批判的な言動、嫌がらせ、訪問介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど
- ③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）
性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど
- ④ その他の行為
サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断でSNS等に掲載することなど

17 その他

- ① 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- ② 今後の人材育成のために、新人職員、ヘルパー資格取得希望者などが同行訪問することがありますので、ご了承ください。
- ③ 福祉サービス第三者評価事業について、本-事業所は受審に向けて検討中です。

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の訪問介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1 単位の単価」を乗じて算定された1 割（または2 割・3 割※1）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分はその他で、1 単位の単価は10円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

なお、国より介護給付費体系の変更があった場合には、その決定額に変更いたします。

※1 個人の負担割合は、市町から交付される負担割合証でご確認ください。

(1) 基本利用料

当事業所は特定事業所加算Ⅰの加算の体制要件、人材要件を満たしているため、下記金額は、

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
身体介護	20分未満	1,960円	196円	392円	588円
	20分以上	2,930円	293円	586円	879円
	30分以上	4,640円	464円	928円	1,392円
	1時間以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	1時間30分未満				
生活援助	以降30分毎に加算	980～990円	98～99円	196～198円	294～297円
	20分以上	2,150円	215円	430円	645円
	45分以上	2,640円	264円	528円	792円
+生活介護	生活援助20分以上	780円	78円	156円	234円
	生活援助45分未満	1,560円	156円	312円	468円
	生活援助70分以上	2,340円	234円	468円	702円
介助乗降	1回	1,160円	116円	232円	348円

基本の所定単価に20%を加算しています。

<午前8時から午後6時>

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者等の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

- 例) ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合 等

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示

された標準の所要時間によるものとなります。

(2) 加算

- ① 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	基本 利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
夜間・早朝 加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき基本利用料の25%			
緊急時 訪問介護加 算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につ き 1,000円	100円	200円	300円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につ き 2,000円	200円	400円	600円
生活機能向 上 連携加算 （I）	訪問リハビリの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につ き 1,000円	100円	200円	300円
生活機能向 上 連携加算 （II）	口腔状態を評価し、歯科医師や歯科衛生士と連携し、適切な口腔管理を実施するための情報提供をした場合	1月につ き 2,000円	200円	400円	600円
口腔連携 強化加算	認知症専門 ケア加算 （I）	1月につき 500円	50円	100円	150円
認知症専門 ケア加算 （I）	認知症介護の専門的な研修を修了した者が、チームとして認知症ケアを実施した場合	1日につき 30円	3円	6円	9円

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域（坂井市）を越えてサービスを提供する場合		基本利用料の 5%
介護職員等処遇改善加算 (I)	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合		所定利用料（※2）の 24.5%

※2所定利用料は基本利用料に各種加算減算を加えた額です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

(3) その他

① キャンセル料

サービス利用予定の2時間前までに利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として予定サービスの基本利用料の25%をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

③ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。従業者が事業所等に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

⑤ 通院外出介助での訪問介護員の公共交通機関等交通費は、実費相当を請求いたします。

重要事項説明書

(指定相当訪問型サービス)

令和6年4月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション
サービスの種類	第1号訪問事業 指定相当訪問型サービス
指定・事業所番号	平成29年4月1日指定・1871700579
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電話番号	0776-67-5152
名称	坂井市社会福祉協議会ホームヘルパーステーションサテライト
所在地	福井県坂井市三国町楽円53字下沖田16番地1
管理者名	西永 さゆり
通常の事業の実施地域	坂井市全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	訪問介護員の管理及び業務の管理
サービス提供責任者	1名以上	利用申し込みにかかる調整、訪問介護計画等の作成・変更、サービス担当者会議への出席及び関係事業者・機関等との連携、訪問介護員等に対する援助内容の指示・技術指導等
訪問介護員	2.5以上	サービスの提供

5 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	午前 6 時～午後 10 時

6 サービスの内容

① 身体介護

食事、排泄、入浴などの介助

② 生活援助

調理、掃除、洗濯などの援助

7 利用料

① サービスの利用料金は別表のとおりであり、契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

② 利用料のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日（北陸銀行のみ22日）までに下記の方法によりお支払いください。

<金融機関口座からの自動引き落とし>

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

*

特

別な事情がない限り現金の取り扱いはいたしません。

8 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、坂井地区広域連合等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び訪問介護員等は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1.1 苦情の受付

(1) 苦情相談窓口

①サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会ホームページヘルパーステーション	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5152 (担当 西永) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (但し祝日法による休日及び12/29～1/3を除く)
----------------------------	--

②関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (但し祝日法による休日及び12/29～1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合 介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15

1.2 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西永 さゆり

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1.3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1.4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 訪問介護員に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

15 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、次の措置を講じます。

- (1) 訪問介護員に対する業務継続計画について周知
- (2) 訪問介護員に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

16 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、訪問介護員の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、2人の訪問介護員によるサービス提供や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

- ① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
叩く、引搔く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど
- ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）
大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の訪問介護員への批判的な言動、嫌がらせ、訪問介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど
- ③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）
性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど
- ④ その他の行為
サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断でSNS等に掲載することなど

17 その他

- ① サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - 一 医療行為及び医療補助行為
 - 二 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - 三 ご契約者以外の方に対するサービス
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- ③ 今後の人材育成のために、新人職員、ヘルパー資格取得希望者などが同行訪問することがありますので、ご了承ください。

福祉サービス第三者評価事業について、当事業所は受審に向けて検討中です。

18 その他運営についての重要事項

ここに定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は本会長が定めるものとします。

坂井市社協ホームヘルパーステーション指定相当訪問型サービス (別表1)

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の訪問介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された1割（または2割・3割※1）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分はその他で、1単位の単価は10円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。なお、国より介護給付費体系の変更があった場合には、その決定額に変更いたします。※1個人の負担割合は、市町から交付される負担割合証でご確認ください。

1 利用料

(1) 基本利用料

利用回数	利用料	利用負担金（1月）※1		
1週につき	1月につき	1割	2割	3割
1回程度	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
2回程度	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
2回以上	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

利用頻度 月回数 固定の 場合	利用区分	利用料	利用負担金（1回）			
		1回につき	1割	2割	3割	
身体+生活	2,870円	287円	574円	861円		
	生活介護 中心	20分以上 45分未満	1,790円	179円	358円	537円
		45分以上	2,200円	220円	440円	660円
	短時間身体介護	1,630円	163円	326円	489円	

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
初回加算	過去2月にサービス提供を受けていない場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が他事業所のリハビリ専門職員から助言を受け、介護予防訪問介護計画書を作成した場合	1月につき 1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算Ⅱ	サービス提供責任者が他事業所のリハビリ専門職員と訪問・カンファレンスを行い、介護予防訪問介護計画書を作成した場合	1月につき 2,000円	200円	400円	600円

加算の種類	要件	利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
口腔連携強化 加算	口腔状態を評価し、歯科医師や歯科衛生士と連携し、適切な口腔管理を実施するための情報提供をした場合	1月につき 500円	50円	100円	150円
中山間地域提 供加算	通常の事業実施地域（坂井市）を 超えてサービスを提供する場合	1月につき 基本利用料 の5%	1割	2割	3割
介護職員等 処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加 算のキャリアパス要件と定量的要件を 満たす場合	所定利用料（※2）の24.5%			

※2 所定利用料は基本利用料に各種加算減算を加えた総料金です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

重要事項説明書

(訪問型サービスA)

令和6年4月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション
サービスの種類	第1号訪問事業 訪問型サービスA
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電話番号	0776-67-5152
指定年月日	平成29年4月1日指定
管理者名	西永 さゆり
事業の実施地域	坂井市全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

5 営業日時

職種	員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理及び業務の管理
訪問事業責任者	1名	利用申し込みにかかる調整、訪問介護計画等の作成・変更、サービス担当者会議への出席及び関係事業者・機関等との連携、訪問介護員等に対する援助内容の指示・技術指導等
訪問介護員	2.5以上	サービスの提供
営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日（振替休日を含む）、国民の休日及び、8月14日から	

	8月16日並びに12月29日から翌年1月3日を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後6時00分まで

6 サービスの内容

訪問型サービスAは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

7 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 基本利用料金

提供時間	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分以上	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	2,200円	220円	440円	660円

(2) キャンセル料

サービス利用の2時間前までに利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として基本利用料の25%をお支払いただきます。

(3) 支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日（北陸銀行のみ22日）までに、下記の方法によりお支払いください。

<金融機関口座からの自動引き落とし>

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

* 特別な事情がない限り現金の取り扱いはいたしません。

8 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、地域包括支援センター、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び訪問介護員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1.1 苦情の受付

苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5152 (担当 西永) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30
-----------------------------	--

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1 自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15

1.2 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西永 さゆり

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1.3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1.4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 訪問介護員に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

15 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、次の措置を講じます。

- (1) 訪問介護員に対する業務継続計画について周知
- (2) 訪問介護員に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

16 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、訪問介護員の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、2人の訪問介護員によるサービス提供や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

- ① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
叩く、引搔く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど
- ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）
大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の訪問介護員への批判的な言動、嫌がらせ、訪問介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど
- ③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）
性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど
- ④ その他の行為
サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断でSNS等に掲載することなど

17 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ ご契約者以外の方に対するサービスなど
- (2) 訪問型サービスA実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- (3) 今後の人材育成のために、新人職員、ヘルパー資格取得希望者などが同行訪問する

ことがありますので、ご了承ください。

18 その他運営についての重要事項

ここに定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は本会長が定めるものとします。